溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者の皆様へ

（一社）日本鋼構造協会　建築鉄骨品質管理機構

# 「建築高力ボルト接合管理技術者」登録申請手続きのご案内

## －　２０２１年度特例措置　－

一般社団法人日本鋼構造協会建築鉄骨品質管理機構では、「建築高力ボルト接合管理技術者」資格制度を 1998（平成 10）年度より実施しておりますが、本制度の実施にあたり、既に特定の資格を保有されている技術者について、本機構の実行委員が実施する資格認定考査を受けることなく当該資格を取得することができる特例措置を設けております。

今般 2021 年度特例措置として「溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者」を対象に、認定登録申請を開始いたしましたのでご案内いたします。

「建築高力ボルト接合管理技術者」資格は「溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者」資格を保有しているだけでは取得することが出来ません。一般社団法人日本鋼構造協会建築鉄骨品質管理機構に認定登録申請を行い（申請書の提出）、本機構の認定委員会で認定され建築高力ボルト接合管理技術者として登録された後、「建築高力ボルト接合管理技術者認定登録証」の交付を受けることにより本資格者として認められ、本資格者として業務に従事することができます。

■　特例措置の対象資格名称・資格認定団体・要件

資格の名称：溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者**（技能者は対象となりません）**

認定団体名：溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会

特例の要件：認定登録申請時点で上記資格の有効期限内であること

■　認定登録申請の受付・認定登録年月日・認定登録手数料等

**認定等登録申請受付期間：２０２１年１０月１１日（月）～~~１２月２０日（月）~~（必着）**

**受付期間を１月２１日（金）まで延長します。**

認定登録年月日：２０２２年４月１日

認定登録手数料：５，５００円（消費税込）

登録の有効期間：３年間（以降は３年毎に更新手続きが必要）

■　認定登録申請書類の入手受付・配布方法（１０月１１日（月）より配付）

■　申請書類の入手方法：２パターンあります

その１：【郵便での申請書類入手方法】

その２：【本協会窓口での申請書類入手方法】

「その１」、「その２」それぞれの手順につきましては、次のページをご参照ください

**申請書類を入手する方法は次のページをご参照ください**

## ＜　申請書類の入手方法の手順は以下の通りです　＞

### その１【郵便での申請書類入手方法】

**※　申請書類返送用封筒を申請者様ご自身で用意していただきます**

１４０円切手を添付した申請書類返送用封筒（Ａ４判封筒）に、返送先（ご自身）の①郵便番号、②住所、③会社名・氏名を明記し、書類代として「１名につき切手５００円分」を添えて当協会までお送りください。当協会に到着後、送っていただいた返送用封筒に申請書と認定料振込用紙を入れてお送りいたします。

**＜Ａ４判封筒＞申請書類返送用封筒**

**※注１）140 円切手を必ず貼付してください**
**（10 人分以上の場合は、210 円切手を貼付）**

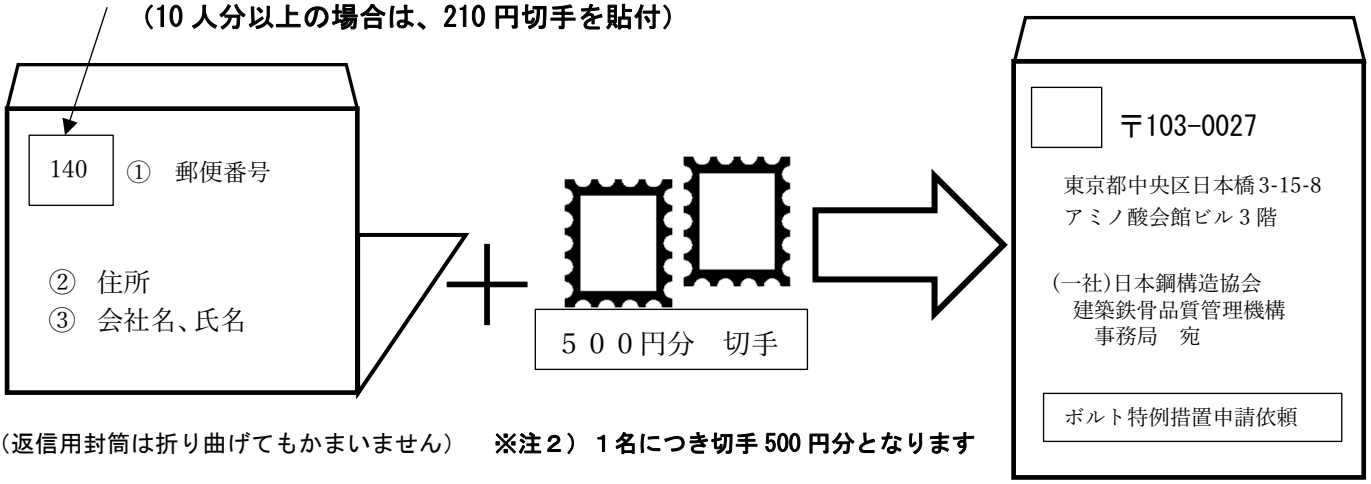


（返信用封筒は折り曲げてもかまいません）　**※注２）１名につき切手 500 円分となります**

**※注３）**
**返信用封筒、書類代の切手を同封の上、当協会事務局までお送りください。**

**※注１）10 人分(申請書 10 枚)以上まとめて入手される場合は、210 円切手を貼付してください。**
**※注２）書類代の切手は「１名につき切手 500 円分」となります。複数枚ご希望の方は人数分の代金分の切手を同封してください。**
**※注３）送付先は下記の通りです。**

■　一般社団法人日本鋼構造協会　建築鉄骨品質管理機構　事務局
〒103-0027　東京都中央区日本橋３丁目１５－８　アミノ酸会館ビル３階

**※　郵送いただく際は、『ボルト特例措置申請依頼』と記載してお送りください。**

### その２【本協会窓口での申請書類入手方法】

※　本協会までお越しください。窓口にて申請書類代金１名分につき５００円と引き換えに配付いたします。

■　本件問い合わせ窓口

一般社団法人日本鋼構造協会　建築鉄骨品質管理機構　事務局
〒103-0027　東京都中央区日本橋３丁目１５－８　アミノ酸会館ビル３階
ＴＥＬ：03-3516-2153　　ＦＡＸ：03-3516-2152